

# ネット選挙

立憲・平和・共生県民連合 高知  
2016年6月6日

## 政治活動と選挙運動

政治活動(憲法で保障された活動・基本自由)

政治活動は幅広く認められた活動だが、公選法によってしぼりがかけられている。

政治活動(公選法の制約)

選挙運動(公示から投票日)

↑  
公示

↑  
投票

特に選挙運動にはいると政治活動はさまざまな制限をうける。

## 選挙運動

- 選挙カーを出して投票を呼びかける。
- 候補者ポスターで投票を呼びかける。
- 選挙ハガキを出して投票を呼びかける。
- 選挙チラシを配布して投票を呼びかける。
- 政見放送、広報で投票を呼びかける。
- 個々面接、電話で投票を呼びかける(※)。
- ネットをつかって投票を呼びかける(※)。
- プラスターで「選挙に行こう」と呼びかける(※)

※は自由に出来る選挙活動

## 政治活動(公示までにできること)

- 事前運動以外は、原則自由に出来る
- 拡声器をつかったの宣伝
- チラシの配布、ポスターでの宣伝
- 演説会、小集会、映画会
- 後援会、政治団体の組織活動
- チラシ、資料などを送る、読んでもらう
- 電話、ネットで宣伝・支持を呼びかける

## 事前運動と政治活動

- 「〇〇に一票を」「〇〇に投票して」というのは投票依頼で選挙公示まではNG
- 「〇〇をよろしく」「〇〇を応援して」はOK
- **以心伝心はOK、直接話法はNG**
- 選挙について話したり、政治のことを話したりすることは自由だが、NGワードを使うと事前運動となりダメ!!
- **特に文書・ネットに残るものは要注意!!**